

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定める。

1. 損害賠償の理由			令和 6 年 12 月 10 日午前 4 時 53 分頃、下呂市消防職員が下呂温泉病院から高山赤十字病院へ緊急搬送をした帰路、国道 41 号線沿いのガードパイプに衝突し、車両を全焼させる事故が発生した。市は当該事故により破損した道路及びガードパイプの復旧費用 2,750,000 円を賠償する。
2. 損害賠償額（市の過失割合）			2,750,000 円（100 分の 100）
	内	保 険 金	2,750,000 円
	訳	一般財源	0 円
3. 損害賠償の相手方			愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号 中部地方整備局長 森本 輝

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求めるもの。